

国民健康保険の手引き

1 国民健康保険（国保）の制度とは

日本では、安心して医療を受けられるように、すべての人が医療保険に加入する「国民皆保険」制度が導入されています。

国民健康保険（国保）はそうした医療保険のひとつで、都道府県と市町村が運営しています。

また、病気やケガをしたとき、安心して医療を受けられるように、加入者がそれぞれ保険料（税）を出し合い、互いに助け合う制度です。

この手引きは、日本の国保のしくみや手続きなどを、本県にお住まい、またはこれから本県に住まわれる予定の外国人のみなさまに理解していただくために作成したものです。

2 国保に加入する外国人

3 ヶ月を超えて日本に滞在すると認められた外国人の方は、必ず国保に加入しなければなりません。

ただし、以下の方は除きます。

- ・職場の被用者保険に加入している方
- ・被扶養者として、家族の健康保険に加入している方
- ・75歳以上の方（後期高齢者医療制度の対象です）
- ・生活保護を受けている方
- ・医療滞在ビザで入国した人とその付き添いの方
- ・観光・保養目的の在留資格を持つ方

3 国保の届出

（1）国保に加入するとき

国保の届出は、世帯主がまとめて行います。次のようなときは、必ず14日以内に在留カードを持って、お住まいの市町村に届出をしてください。

- ・日本に入国した時
- ・日本の他市町村から転入したとき
- ・他の健康保険をやめたとき
- ・子供が生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

○届出が遅れると

- ・届出前にかかった医療費は、特別な理由があると認められる場合を除き、全額自己負担となります。
- ・保険料（税）は、資格が発生した月までさかのぼって納めなければなりません。

（2）国保をやめるとき

母国に帰国される場合や、日本の他の市町村へ転出される場合、また職場の健康保険など別の医療保険に加入する場合などの次のようなときは、お住まいの市町村で国保をやめる届出と保険証の返還が必要です。

- ・ 出国する時
- ・ 日本の他市町村へ転出するとき
- ・ 他の健康保険などに加入したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 生活保護を受け始めたとき

○届出を行わないと

- ・ 国保の資格が喪失すると保険証が使えなくなります。うっかり使って医療を受けてしまった場合、国保が負担した医療費はあとで返していただく必要があります。
- ・ 届出をしていない場合、不要な保険料（税）がかかり続けてしまいます。

4 国保で受けられる給付

(1) 療養の給付

病気やケガをしたとき、保険証を病院などの窓口で提示することで、医療費の一部を支払うだけで医療を受けることができます。なお、負担する医療費の割合は、年齢などによって異なります。

- ・ 義務教育就学前 2割
- ・ 義務教育就学後から70歳未満まで 3割
- ・ 70歳以上75歳未満 2割または3割

○交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者の行為によってケガをしたときも、国保で治療を受けられますが、本来加害者が支払うべきところを国保が一時的に立て替え、あとで加害者等に請求しますので、必ず国保の窓口連絡して、届け出て下さい。

○入院したときの食事代

入院したときは、診療や薬にかかる費用とは別に、食事代を標準負担額だけ自己負担します。

住民税非課税世帯、低所得Ⅰ・Ⅱの人は標準負担額が減額されますが、医療機関の窓口で「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。国保の窓口申請してください。

(2) 療養費

次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、国保の窓口で申請して認められれば、自己負担分を除いた額があとから払い戻されます。

- ・ 急病などでやむを得ず保険証を提示せずに受診したとき
- ・ 医師の指示でコルセットなどの治療用装具を購入したとき
- ・ 医師が指示した輸血のための生血代（病院を通じて購入した場合）
- ・ 海外渡航中に急病などでやむを得ず診療を受けたとき（治療目的で渡航した場合を除く）

(3) 高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担額が高額となったとき、限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。

また、入院などにより、医療費が高額になる場合には、あらかじめ市町村に申請して「認定証」（限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証）の交付を受け、病院などの窓口で提示することで、窓口での負担を自己負担の限度額までとすることができます。

(4) 出産育児一時金

国保の加入者が出産したときに出産育児一時金が支払われます。なお、死産や流産の場合でも、妊娠 85 日以上であれば支給の対象となります。

(5) 葬祭費

国保の加入者が死亡したときは、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。

(6) 移送費

医師の指示により、緊急やむを得ず入院や転院が必要な場合で移送費用がかかったとき、申請して国保が必要と認めた場合に支給されます。

★注意：(2)～(6)は、2年を過ぎると申請出来ません。

5 保険料（税）を納めましょう

保険料（税）は、みなさんの医療費にあてられる国保の大切な財源です。必ず納期内に納めましょう。保険料（税）を納める義務は世帯主にあります。

○保険料（税）の決め方

保険料（税）は、年度毎、世帯ごとに決められます。年度途中で世帯内に異動があったときは、保険料（税）が変更になります。

保険料（税）は前年の所得をもとに決められますので、正しい保険料（税）の計算のためにも、正しい所得の申告をお願いします。

○保険料（税）の内容

保険料（税）は、以下のそれぞれに定められた料（税）率で計算した合計額となります。

- 40 歳未満の人 「医療保険分」と「後期高齢者支援分」
- 40 歳以上 65 歳未満の人 「医療保険分」と「後期高齢者支援分」と「介護保険分」
- 65 歳以上 75 歳未満の人 「医療保険分」と「後期高齢者支援分」

○保険料（税）を滞納すると

特別な理由なく保険料（税）を滞納すると、次のような措置がとられることがあります。

- ・納期限が過ぎると、督促状が送付され、滞納処分の対象となります。延滞金が課せられることもあります。
- ・それでも納めないと、有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。

- ・更に未納が続くと、「被保険者資格証明書」が交付されます。いったん医療費の全額を支払わなければなりません。
- ・一定期間を過ぎると、国保の給付が全部または一部差し止められます。
- ・督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納せず、滞納が続き納付相談等にも応じない場合には、財産差押え等の処分を受けることがあります。

6 保険証は大切に

保険証（国民健康保険被保険者証）は、国保加入の証明書で、病院などに受診するときに窓口へ提示します。大切に保管しましょう。

○保険証の正しい使い方

- ・交付されたら、記載内容に間違いがないか確認しましょう。
- ・コピーや、有効期限を過ぎた保険証は使えません。
- ・国保をやめるときは届け出て、保険証を返却してください。
- ・紛失、汚損した場合は、国保の窓口で再交付の申請をしてください。
- ・記載内容を自分で書き直したり、貸し借りすることは禁じられています。

○保険証がつかえないとき

病気とみなされないもの

- ・健康診断・人間ドック・予防接種
- ・正常な妊娠・出産
- ・経済上の理由による妊娠中絶
- ・美容整形・歯列矯正
- ・単なる疲労や倦怠 など

労災保険の対象になるもの

- ・仕事や通勤中の病気やケガ

保険給付が制限されるもの

- ・けんかや故意の事故、犯罪などによるケガや病気
（ただし、第三者行為によるもの場合は P2「4 国保で受けられる給付」参照）
- ・医師や国保の指示に従わなかったとき

7. その他

○ジェネリック医薬品を活用しましょう。

・ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品（新薬）の独占販売期間が終了した後に販売が許可される医療用医薬品です。

新薬より価格が安く、みんなが使用することで、国全体の医療費適正化につながります。

○特定健診

特定健診は、目に見えない身体の変調をとらえ、生活習慣病のリスクをいち早く見つけ出すために有効です。年1回必ず特定健診を受けましょう。

○特定保健指導

特定健診の結果、生活習慣病のリスクがある人には、特定保健指導が行われます。専門家から生活習慣改善のアドバイスが受けられるので、対象者は必ず受けましょう。